

労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会
TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028
URL <http://rokyo.net>

年末調整について

送信枚数 本紙含み 2 枚



平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今年も残すところあとわずかとなり、年末調整の時期が近づいてまいりました。

当協会を通じて年末調整業務をさせて頂いている事業所におかれましては、税務署から年末調整関連の書類が届いている頃かと思われますので、扶養控除等申告書、保険料控除申告書などの準備が出来次第少しづつ整理を行って頂いて、年末調整計算業務の際には余裕を持って担当者が各種資料をお預かりできる様皆様のご協力をお願い致します。ご不明な点は、逐次担当者までご連絡下さい。

なお、本年度からの新たな年末調整に係る改正点などは特にございません。

☆ 各控除と年末調整に必要な書類

扶養控除 (配偶者控除、 配偶者特別控除)	扶養控除等(異動)申告書 ※配偶者等の扶養家族にアルバイト・パート等の給与所得がある方については、「給与所得の源泉徴収票」等、20年分の所得が確認できる書類 (金額の申し出だけでも結構ですが、ご本人から申告された配偶者等の収入額が実際の金額と異なっている場合は是正の対象となりますのでご注意ください)
社会保険料控除	・国民年金保険料控除証明書(必須) ・国民健康保険料等は支払った年間額が分かれば添付書類は不要 (配偶者、扶養者分についても本人が保険料を負担していれば控除の対象になります)
生命保険料控除	生命保険料控除証明書(各保険会社より送付)
地震保険料控除	地震、旧長期損害保険料控除証明書(各保険会社より送付)
小規模企業等掛金控除	支払証明書
住宅取得等特別控除※	・住宅取得等特別控除申告書(初年度に確定申告をしていれば、2年目以降はまとめて税務署より送付されます) ・金融機関等が発行した借入金の年末残高等証明書

※今年住宅を取得された方については、確定申告となります。

本年新たに入社された方で前職のある方は、前職分の源泉徴収票(平成20年分給与所得の源泉徴収票)をご用意下さい。

年末調整について P.2

送信枚数

本紙含み 2 枚

年末調整 Q & A

～国税庁HPから

Q 当社の従業員は、本年10月31日に退職しますが、就職先が見つかるまで当分の間、雇用保険の失業等給付を受ける予定です。年内に再就職先が決まりそうもないので、当社での在職中の給与について年末調整を行いたいと思いますが可能ですか。

A 年の途中で退職した人については、一定の場合を除き年末調整の対象となりません。一定の場合とは、①死亡により退職した人 ②著しい心身障害のため退職した人で、その年中に再就職が不可能と認められかつ、退職後本年中に給与の支払いを受けないこととなっている人 ③12月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人 ④いわゆるパートタイマーの人が退職した場合で、本年中の給与の総額が103万円以下である人(退職後本年中に他の会社から給与の支払を受けると見込まれる人を除く)です。設問の方は上記の何れにも該当しませんので、年末調整を行うことはできません。

Q 当社の役員について、当社での役員報酬が年間1,500万円、その他に個人的な家賃収入もあるので毎年確定申告をしています。その役員から「毎年確定申告で清算しているから、私の年末調整はしなくて結構です。」との申し出がありました。その通り取り扱って差し支えありませんか。

A 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人でその提出先から支払われる給与の総額が2,000万円以下の人については、年末調整を行わなければなりません。したがってこの方についても、給与について年末調整をする必要があります。

Q 当社の給与規程では、毎年1日から末日までの勤務実績を基に、翌月10日に給与を支給する事になっています。したがって12月中の給与は翌年の1月10日に支給する事になりますが、この場合、年末調整の対象となる給与の総額には、翌年1月10日に支給する金額を含めるのでしょうか。

A 年末調整は、本年中に支払いの確定した給与、すなわち給与の支払を受ける人から見れば収入の確定した給与の総額について行います。この場合の収入の確定する日(収入すべき時期)は、契約又は慣習により支給日が定められている給与についてはその支給日、支給日が定められていない給与についてはその支給を受けた日をいいます。この設問の場合、給与規程によって支給日が定められていますので、翌年1月10日に支給する給与は、同日が収入の確定する日となり、本年の年末調整の対象とはなりません。

Q 従業員が、生計を一にする親の後期高齢者医療(長寿医療)制度の保険料を口座振替により支払った場合、年末調整でその保険料を社会保険料控除の対象にする事ができますか。

A 長寿医療制度の保険料について、平成20年10月以降の保険料については市区町村などへ一定の手続きを行う事により、年金からの特別徴収(天引き)に代えて、被保険者の世帯主又は配偶者が口座振替により保険料を納付する事ができるようになりました。この設問の場合には、口座振替により親の保険料を支払った従業員について、社会保険料控除が適用されます。

なお、年金から天引きされた長寿医療保険料や介護保険料については、その保険料を支払ったのはあくまで年金の受給者自身であるため、その年金の受給者自身の社会保険料控除の対象となります。

Q 生計を一にする子供の国民年金保険料を過去2年分まとめて支払いましたが、その支払った全額を私の本年分の社会保険料控除の対象としてよいでしょうか。

A 本年中に支払ったものであれば、過去の年分のものであっても本年の社会保険料控除の対象となります。